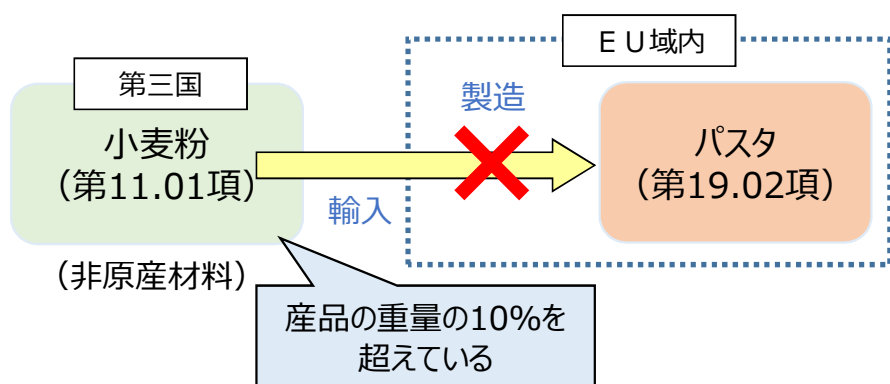


製品名	パスタ	HS番号	第19.02項 (HS2017)
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	C1 (関税分類変更基準を満たす 製品)
品目別原産地規則	CC。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。 生産において使用される第2類、第3類及び第16類の非原産材料の総重量が製品の重量の10%を超えないこと。 生産において使用される第10.01項の非原産材料の重量が製品の重量の90%を超えないこと。 生産において使用される第10.06項及び第11.01項から第11.08項までの各項の非原産材料の総重量が製品の重量の10%を超えないこと。		
概要	材料を確認したところ、パスタに使用される小麦粉 (第11.01項) の一部が、第三国からEU域内に輸入した非原産材料であることが判明。当該非原産材料である小麦粉の総重量が製品の重量の10%を超えており、第19.02項の品目別原産地規則を満たしていない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。		



品目別原産地規則を満たすための要件 (全て満たす必要あり)

- 生産において使用される第2類、第3類及び第16類の非原産材料の総重量が製品の重量の10%を超えないことが必要
- 生産において使用される第10.01項の非原産材料の重量が製品の重量の90%を超えないことが必要
- 生産において使用される第10.06項及び第11.01項から第11.08項までの各項の非原産材料の総重量が製品の重量の10%を超えないことが必要